

江戸川区社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会の役員等の費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員会委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(費用弁償の額)

第3条 前条の規定に掲げる役員等（以下「役員等」という。）が公務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。費用弁償は、鉄道、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、及び旅行雑費とし、その額は、事務局長相当額とする。

- 2 役員等が招集に応じたとき、又は特別区の存する区域内へ出張したときは、前項の規定にかかわらず、日額旅費を支給する。日額旅費の額は、2千円とする。
- 3 費用弁償の支給方法は、前2項の定めるもののほか社会福祉協議会事務局職員に対して支給する旅費の例による。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行日以後出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 江戸川区社会福祉協議会役員及び委員の費用弁償に関する内規（昭和47年4月1日）は廃止する。

付 則

この規程は、昭和61年10月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。